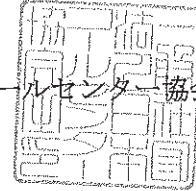


平成 28 年 12 月 22 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 様

一般社団法人日本コールセンター協会



成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの検討内容に対する意見

標記の件について下記の通り意見を申し述べます。

記

民法の成年年齢が引下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策を検討する場として、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」が設けられ、年内の取りまとめに向けて、報告書（素案）が示されました。

消費者被害の対応においては、新たに成年となる者も含め、未成年者・高齢者などへの「消費者教育」が重要であり、学校教育の場等での消費者教育の充実、消費生活センター等での情報提供・周知、相談体制の強化が求められます。

当協会では、従前よりガイドラインを定め、未成年者など判断能力が一定レベルに達していないと思われる者を対象とする商行為については、利益を損なうことのないよう十分配慮すべきであると定め、「事業者の自主的取組」を推進しています。

以上を踏まえ、平成 28 年 12 月 20 日付「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書（素案）」について、以下の理由により慎重な検討を要求します。

1. 平成 28 年 9 月 1 日付で岡村和美消費者庁長官から河上正二委員長に諮問された「民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について（意見聴取）」の対象の年齢が 18・19 歳に限らず 20～22 歳まで拡大している。
2. 産業界の関係者に対する十分なヒアリングや議論も行わず、コンセンサスを得ることなく結論づけるのは拙速である。
3. 法規制・法整備ありきになっており、まずは「消費者教育」と「事業者の自主的取組の促進」で対応すべきである。

以上

